

Q&A (令和5年1月25日更新 ver.1.3)

Q1	2022年（令和4年）5月に閉業した。この場合、対象となるか。
A1	対象になりません。本支援金は、安芸高田市内で今後も事業を継続する者が対象となるため、この場合、対象になりません。
Q2	2022年（令和4年）以降に新規開業した場合、対象となるか。
A2	本支援金は、昨年同期間に支払った電気料金との差額により支援金を算出します。そのため、令和4年以降に開業した場合、対象になりません。
Q3	2021年（令和3年）9月に開業した。この場合、対象となるか。
A3	対象となります。この場合、開業月（令和3年9月）から令和3年12月までの電気料金の合計額と、翌年（2022年）の同期間の差額分のみで計算してください。
Q4	（Q3に連動）2021年（令和3年）9月に開業した場合も、昨対差額4.8万円未満は給付対象外か。
A4	昨対差額が4.8万円未満の場合は対象になりません。
Q5	安芸高田市外に住民票があり、安芸高田市内で事業を行っている場合、対象となるか。
A5	対象になります。安芸高田市内において事業実態がある事務所又は事業拠点を有する者が対象となります。なお、対象となる施設は安芸高田市内のものに限りません。

Q6	安芸高田市内に住民票があるが、事業所は安芸高田市外にある。安芸高田市内では兼業で農業をしているが、対象になるか。
A6	農業（安芸高田市内において事業実態がある事務所又は事業拠点を有する者であること）で使用している安芸高田市内で使用した電気料金については対象となります。
Q7	確定申告書に受付印がなく、e-taxの受信通知等も残っていない。代わりになる書類があるか。
A7	税務署で「納税証明書（その2）」を取得してください。なお、「事業所得の証明」を依頼し、事業所得金額の記載がある納税証明書の発行を受けてください。
Q8	電気料金には家庭で使用したものが含まれている。まとめて申請してもよいか。
A8	対象となる電気料金は事業用のみです。家庭で使用した電気料金は対象になりません。確定申告等で事業用と家庭用を按分されている場合、同じ按分率で申請ください。
Q9	安芸高田市内で商工業を営み、農業も兼業している。商工業・農業で使用した電気料金はどちらも対象になるか。
A9	対象になります。商工業と農業で使用した電気料金を合計して記入してください。決算書（収支内訳書）は商工業と農業の両方を提出してください。
Q10	電気の使用量が多く、1月から3月分の使用料金で給付金額が上限に達する見込みである。電気料金の集計及び記載は12月分まで必要か。
A10	必要ありません。支援額が上限に達する月の電気料金まで集計し、記載してください。

Q11	対象となる電気料金は支払日基準か。検針日基準か。
A11	使用した月の電気料金が基準になります。
Q12	(Q11に連動) 対象月の考え方について
A12	<p>① 請求書等に記載の使用期間中最も多くの日が属する月を対象月とする。 【例】「使用期間 12月9日～1月8日」と記載がある場合の対象月は12月。</p> <p>② 使用期間の記載がない場合は、検針日から推定した使用期間中最も多くの日が属する月を対象月とする。 【例】「前回検針日12月14日、今回検針日1月14日」とある場合の対象月は12月。</p>
Q13	電気料金を証明する資料は具体的にどのようなものか。
A13	電力会社の発行する明細書、Webマイページ等の写し、料金の請求書、領収書、納付書の控え、口座振替された通帳の写し（該当ページと通帳表紙を添付のこと）
Q14	市内と市外に事業所をもち、電気料金は一括で請求されているため市内利用分の電気料金が区分できない。どうすればいいか。
A14	電力会社の発行する明細書や契約番号毎で確認ください。確認が難しい場合、契約している電力会社に問い合わせください。
Q15	テナント（または賃貸物件）に入居しており、テナント管理者（大家）に電気料金を支払っている。支払った電気料金は対象になるか。
A15	請求書等で、電気料金の金額が明確に分かる場合は、対象となります。

Q16	テナント管理者(大家) であり、電気料金を電気会社に一括して支払い、毎月、入居者に電気料金を別に請求している。この場合、対象となるか。
A16	テナント管理者(大家) が電気会社に支払う電気料金のうち、入居者に請求している金額は対象となりません。なお、この場合、賃貸借契約書等の内容を確認させていただく場合があります。

Q17	テナント管理者 (大家) であり、共益費 (管理費) の中に電気料金が含まれているが、対象になるか。
A17	共益費 (管理費) などの明細書等で、電気料金の金額が明確に分かる場合に限り、対象となります。

Q18	市内に複数の事業所がある場合、事業所単位で申請できますか。
A18	できません。申請は1事業者1回限りとなります。

Q19	申請書に記載のある「みなし大企業」とは。
A19	以下のいずれかに該当する法人は「みなし大企業」となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業 ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業 ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

Q20	令和3年以前から事業を行っているが、令和3年または令和4年中に法人成 (または法人を解散し個人事業主として営業) した場合、令和3年以前から営業しているものとして申請が可能か。
A20	税務署等へ提出した書類で事業の連続性が確認できる場合は同一事業者として申請できます。ただし、受付印等で提出の事実・受理日が分かる書類に限ります。

Q21	任意組合（営農組合等）は対象となるか。
A21	対象になりません。ただし、人格のない社団（組織として法人税等を申告）は、対象となります。